



衆議院小選挙区の区割りが 25都道府県140選挙区で変わります。

各都道府県の令和2年国勢調査人口（日本国民の人口）に基づき定数配分を行い、5都県で定数が1～5増加し、10県で定数が1減少します。（10増10減）

定数が増加する団体

- 埼玉県 (15→16)
- 千葉県 (13→14)
- 東京都 (25→30)
- 神奈川県 (18→20)
- 愛知県 (15→16)

定数が減少する団体

- 宮城県 (6→5)
- 新潟県 (6→5)
- 和歌山県 (3→2)
- 広島県 (7→6)
- 愛媛県 (4→3)
- 福島県 (5→4)
- 滋賀県 (4→3)
- 岡山県 (5→4)
- 山口県 (4→3)
- 長崎県 (4→3)

※各都道府県の具体的な区割りにについては、総務省、各都道府県選挙管理委員会または各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

今回の区割り改定により
変更される140選挙区

右図の25都道府県が
衆議院小選挙区の改定の
対象となります。

